報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	藤﨑　絢也
登録番号又は法人番号	20301671
所属する単位会	兵庫県行政書士会
事務所名称	行政書士藤﨑絢也事務所
事務所所在地	兵庫県神戸市中央区元町通２丁目9-1　元町プラザビル916-7号
処分年月日	令和８年８月27日
処分内容（種類）	廃業勧告及び２年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	受託業務に必要な知識・経験を欠いたまま業務を遂行し、結果として受任事件の処理を継続できなくなったにもかかわらず、適切な措置を講じず依頼者に損害を与えた行為は、行政書士職務基本規則第43条に違反するものである。 また、自己都合による依頼事務の放棄は、行政書士法第10条に定める信用・品位保持義務に反する行為であり、行政書士としての適格性を著しく損なうものである。 これらの事案は、数か月間に計５件の苦情として確認されており、行為の反復性・継続性に鑑み、厳正に処分する必要があると判断した。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第10条（信用失墜行為の禁止） 行政書士職務基本規則第43条（事件の中止）